

指名停止措置の概要

1. 指名停止業者 : 株式会社プランナーマネジメント
住 所 : 茨城県つくば市小野崎 131-1 松本ビル 2F

2. 指名停止措置期間 : 自 令和4年 9月 1日
至 令和4年11月30日 (3ヶ月)

3. 事実概要

令和4年4月1日、当研究所発注の「令和4年度土木研究所HP更新作業等業務(単価契約)」の入札において落札者となり契約を締結したが、派遣労働者の配置をすることができないことを理由として、令和4年8月5日、当該契約を解除することとなった。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、信頼関係を著しく損なう不誠実な行為であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)(以下、「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

よって、本件については指名停止3ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

| 措置要領 | 期間 |
|---|--------------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内 |

(問い合わせ先)

茨城県つくば市南原1-6

国立研究開発法人土木研究所

○総務部 参事 栗原 実 電話 029-879-6749